

「ながさき結婚・子育て応援宣言」実施要領

1 趣旨

県は、個人の考え方や価値観などを尊重しながら行う、結婚を希望する方に対する結婚に向けた後押しや安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくりなどに取り組む企業・団体等を募集し、各企業・団体等が主体的に定めた行動指針及び結婚・子育て応援にかかるといふ県・市町等の公的な取組への協力を「ながさき結婚・子育て応援宣言」（以下「応援宣言」という。）としてとりまとめ、県民に広く周知することにより、社会全体で結婚、妊娠・出産、子育てを応援する気運の醸成を図る。

2 定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 企業等 県内に本社又は事業所があり、県内において事業活動を行う事業主
- (2) 団体等 2人以上の構成員により組織された団体（任意団体含む）であり、県内において活動する団体
- (3) 宣言団体 応援宣言を県に登録した企業・団体等

3 応援宣言

応援宣言の登録を希望する企業・団体等は、結婚、妊娠・出産、子育てを応援するため、以下の各号に掲げる項目について宣言を行う。

なお、1号から3号については必須項目とする。ただし、個人経営の店舗等で対象となる従業員がいない場合においては2号及び3号についての宣言を要さない。

- (1) 結婚・子育てに関する事
- (2) ワーク・ライフ・バランスに関する事
- (3) 女性活躍に関する事
- (4) 結婚・子育て応援にかかるといふ県・市町等の公的な取組への協力に関する事

4 応募・登録

登録手続きについては、以下の各号のとおりとする。

- (1) 登録を希望する企業等は、「ながさき結婚・子育て応援宣言」ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）の専用フォームに必要事項を記載し、県に応募する。
- (2) 県は、前号の応募内容を確認し、必要に応じ修正のうえ、前号の企業等の概要及び応援宣言を登録する。
- (3) 前号の登録は、ウェブサイトにおける公表をもって完了する。
- (4) 登録の変更手続きについては、前3号を準用する。

5 宣言団体の責務

宣言団体の責務は、次のとおりとする。

- (1) 宣言団体は、応援宣言の実践に努めること。
- (2) 宣言団体は、「長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）」を遵守すること。
- (3) 宣言団体は、個人の自由意思を尊重し、特定の価値観を押し付けることがないように留意すること。
- (4) 宣言団体は、暴力団または暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の統制下でないこと。
- (5) 宣言団体は、宣言団体が行う具体的な応援活動にあたり、政治団体や宗教等への勧誘を行わないこと。
- (6) 宣言団体は、宣言団体が行う具体的な応援活動にあたり、特定の商品の販売や、販売の斡旋、自身の本来業務への勧誘を行うなど、宣言の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。

6 宣言団体の特典

宣言団体の特典は、次のとおりとする。

- (1) 宣言団体は、応援宣言のロゴマーク（別紙様式1）を自由に活用できるものとする。
- (2) その他、宣言団体への特典は別に定めるとおりとする。

7 登録の取り消し

宣言団体に関し、「5 宣言団体の責務」に反する等、結婚・子育てを応援する企業等としてふさわしくない事実が判明した場合、県は宣言団体の登録を取り消すことができる。

8 所掌

この要領に関する事務は、長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課において所掌し、庁内関係課と共有する。

9 その他

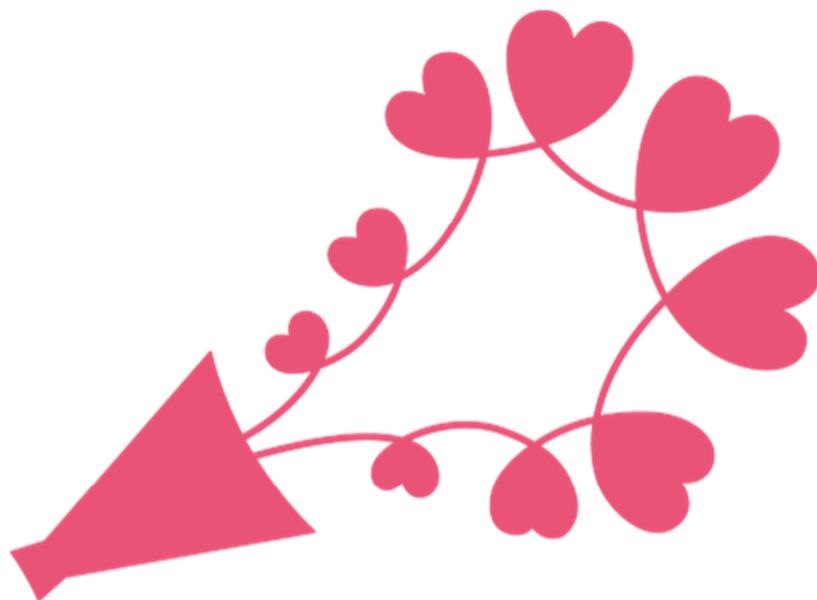
この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月13日から施行する。

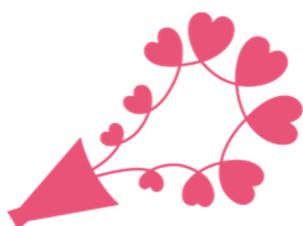
(別紙様式1) ながさき結婚・子育て応援宣言 ロゴマーク

【パターン1】



ながさき結婚・子育て応援宣言

【パターン2】



ながさき
結婚・子育て応援宣言

【パターン3】



ながさき結婚・子育て応援宣言